



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○沖縄県知事選挙の選挙期日	2
○沖縄県知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
○沖縄県知事選挙の竹富町の投票期日	2
○沖縄県知事選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所	2
○沖縄県知事選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○沖縄県知事選挙の投票用紙の色	3
○沖縄県知事選挙の選挙会の日時及び場所	3
○沖縄県知事選挙におけるポスターを掲示することができる日	3
○沖縄県知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○沖縄県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	4
○沖縄県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録基準日等	4
○沖縄県知事選挙の選挙長の事務を行う場所	4
○沖縄県知事選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	4

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和8年沖縄県選挙管理委員会告示第26号は、廃止する。

令和8年8月27日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,527
- 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,040
- 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,109
うるま市選挙区	33,621

沖縄市選挙区	37,454
宜野湾市選挙区	26,299
浦添市選挙区	30,610
那覇市・南部離島選挙区	87,425
豊見城市選挙区	17,104
島尻・南城市選挙区	36,868
糸満市選挙区	16,107
宮古島市選挙区	15,249
石垣市選挙区	14,660
国頭郡選挙区	17,762
中頭郡選挙区	41,840

沖縄県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、沖縄県知事の任期満了による選挙を次のとおり行う。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙期日 令和 8 年 9 月 13 日

沖縄県選挙管理委員会告示第36号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
選挙長	武田昌則	那覇市
選挙長職務代理者	高江洲義直	那覇市

沖縄県選挙管理委員会告示第37号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

全投票区 令和 8 年 9 月 12 日

沖縄県選挙管理委員会告示第38号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

1 日時 令和 8 年 8 月 27 日午後 5 時 30 分

2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第39号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第 6 項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

1 日時 令和 8 年 8 月 28 日午後 5 時 30 分

2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第40号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

用紙の色 白色

印刷の文字の色 赤色

沖縄県選挙管理委員会告示第41号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

1 日時 令和 8 年 9 月 16 日午前 9 時 30 分

2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県庁舎 7 階第 4 会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第42号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

ポスターを掲示することができる日 令和 8 年 8 月 27 日（同日に設置されていないポスター掲示場にあつては、当該ポスター掲示場が設置された日）

沖縄県選挙管理委員会告示第43号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第 1 項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

制限額 候補者 1 人につき 32,434,300 円

沖縄県選挙管理委員会告示第44号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙が告示され、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第 3 項第 3 号の規定により、沖縄県議会議員（うるま市選挙区及び島尻・南城市選挙区）について、補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

沖縄県選挙管理委員会告示第45号

令和 8 年 9 月 13 日執行予定の沖縄県議会議員補欠選挙（うるま市選挙区及び島尻・南城市選挙区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 3 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和 8 年 9 月 3 日。ただし、年齢については令和 8 年 9 月 13 日
- 2 登録の日 令和 8 年 9 月 3 日

沖縄県知事選挙選挙長告示第 1 号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県知事選挙
選挙長 武 田 昌 則

令和 8 年 8 月 27 日午前10時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県庁舎 4 階講堂
令和 8 年 8 月 27 日午前10時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県知事選挙選挙長告示第 2 号

令和 8 年 9 月 13 日執行の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 27 日

沖縄県知事選挙
選挙長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 8 年 9 月 10 日午後 5 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県選挙管理委員会室

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目288番地